

(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、青森県下北郡東通村に設置済みの岩屋風力発電所(総出力 800kW)及び岩屋ウィンドパーク(総出力 27,000kW)において、風力発電設備の建替及び新設を行うことにより、最大で総出力 69,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。一般的に、風力発電設備の建替は、既存の道路や送電線等を利用することにより、新設する場合に比べ、土地の改変等による環境影響を低減することが可能であると考えられる。また、既設風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果と現在の状況を適切に比較・検証することにより、事業による環境影響を事前により正確に把握することが可能であると考えられる。

本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、渡り鳥の主要な渡り経路になっている可能性があるほか、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴うこれらの鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中及び建替事業が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設風力発電設備等の設置の際に行った環境影響評価等の結果と現在の状況を比較し、既設の風力発電設備等の設置による環境影響を検証した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、反映させること。

また、同検討のうち、風力発電設備の建替については、既存の道路や送電線等を利用すること等により、新設する場合に比べ環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を考慮した検討を行うこと。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中及び環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1.(2)並びに2.(1)(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 工事計画の検討

本事業の工事計画の検討に当たり、事業実施想定区域の既設風力発電設備の撤去が本事業における一連の工事と見なせる場合は、撤去に伴う環境影響も含め検討すること。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、風力発電設備の建替においては、現況からの環境影響の増加分のみに着眼することなく、現況の課題も踏まえた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討すること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、渡り鳥の主要な渡り経路になっている可能性があるほか、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査及び予測を行い、影響を評価し反映すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度を含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、時期・時間帯、回数及び区域を考慮した上で、

適切な調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。それらの結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害特別警戒区域等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に対する調査、予測及び評価を行うこと。これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。